破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２８０号
函館市神山１丁目14番９号
債務者　大谷　良子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３９号
北海道茅部郡森町字駒ヶ岳494番地
債務者　澤谷　　諭
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
北海道茅部郡森町字駒ヶ岳494番地
債務者　澤谷　真紀
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
函館市湯浜町９番23号
債務者　永田登美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
函館市新川町３番１号
債務者　国松　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
函館市新川町３番１号
債務者　田岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
函館市新川町28番12号
債務者　中村　典代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内371番地３
債務者　佐藤　朋美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６６号
函館市亀田本町29番19号
債務者　中田　岩雄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７号
北海道茅部郡森町字尾白内町295番地
債務者　田村真理江
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
北海道茅部郡森町字常盤町163番地の38
債務者　石岡　幸代（旧姓柿崎）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
神奈川県厚木市上落合524番地１　愛甲石田ダイヤモンドマンション602、前住所神奈川県厚木市恩名１丁目８番57―303号
債務者　小倉　昇宗
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１１号
神奈川県厚木市戸田1103番地
債務者　熊谷　明弘
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２５号
神奈川県平塚市寺田縄115番地の18
債務者　服部　美香
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５３号
神奈川県厚木市恩名２丁目20番88号
債務者　庄司　昭典
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５８号
神奈川県厚木市東町７番３―902号
債務者　滝口　勝康
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８号
広島県三次市十日市南６丁目５番31号
債務者　小川　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５０号
広島県庄原市東城町小串534番地４
債務者　小林　数登
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所三次支部